

「修理□」と書かれた瓦の出土について

遺跡の名称	へいじょうきょううきょうほくへんさんぼうご ろくつぼ 平城京右京北辺三坊五・六坪
所在地	奈良市西大寺北町1丁目
調査主体	公益財団法人 元興寺文化財研究所
調査指導	奈良県・奈良市教育委員会
調査期間	令和4年6月6日～令和4年7月28日
調査面積	452 m ²

1. はじめに

調査地は奈良市西大寺北町に所在し、調査区は平城京右京北辺三坊五坪と六坪の坪境とされていた位置にあたる（図1）。調査は集合住宅の建設に先立つもので、調査区は東西28m、南北14mに加えて、東端から東西10m、南北6mを北に拡張したL字形に設定した。

平城京右京の北西には、張り出した区画の存在が指摘され、この区画は「北辺坊」と呼ばれている。この北辺坊をめぐるは、古くから論争の対象となり、その存否をはじめとし、西大寺寺域との関係や造営年代と範囲をめぐるはさまざまな議論が展開されてきている。

これまでの研究では、遺存地割や「大和国添下郡京北班田図」、西大寺・秋篠寺の関係史料などの解釈に加えて、発掘調査によって検出された条坊区画の分析など、多角的に検討が進められている。このうち、具体的な検討を可能とする発掘調査によるデータの蓄積は重要な位置を占めるものの、条坊区画そのものに関する遺構の検出例は乏しい状況が続いていた。



図1 今回の調査地

2. 平城京右京北辺三坊五・六坪の調査成果

(1) 主要な遺構

検出遺構は掘立柱建物、掘立柱塀^{ついでい}、築地塀、溝、土坑である（図2）。今回の調査地は周辺地域では比較的古い段階に宅地造成が行われていた場所に該当し、さらに遅くとも中世の段階には耕地化していた状況が看取される。そのため、奈良時代の遺構は大きく削平を受けている。

築地塀 SA060（写真1・2） 調査区東側の突出部北端で検出した築地塀の痕跡であると考えられる遺構をSA060とした。東側および南側は耕作地や宅地造成に伴って大きく削平されており、東西約2.5m、南北約1.5mが残るのみで、元来の形状を留めていない。平坦に成形された地山上面に、厚さ10cmほどの粘土による整地層があり、その上面から柱間6尺（約1.8m）で並ぶ柱穴と溝1条を検出している。

柱穴は直径30cmほどの円形で、深さは30～35cmである。両者ともに柱痕跡は明瞭でいずれも直径約12cmを測る。平面形状が円形で、柱穴および柱痕跡の規模が小さいことなどからみて、築地塀構築時の堰板^{せきいた}を留めるための添柱列^{そえばしら}の可能性はある。

また、北側で検出した溝SD010の法面では東西方向に直列する3つの柱穴を検出している。柱穴は円形で直径15～20cmを測る。柱間は1.05m、0.54mと不規則であり、直径にもばらつきがあることを勘案すると、築地塀構築時の足場穴であった可能性が想定される。

溝 SD010（写真2） SA060の北側で検出した東西方向の溝である。溝の方向や規模、位置関係などからみて、築地塀SA060と一連の遺構であると考えられる。

調査区北端で検出しており、南半部を検出したに留まる。検出長7.52m、検出幅1.55m、深さは検出した最深部で1.25mを測る。断面形状をみると、2段に掘削されており、下層は礫混じりの粗砂が堆積し、中位以上は粘土～シルトが堆積する。

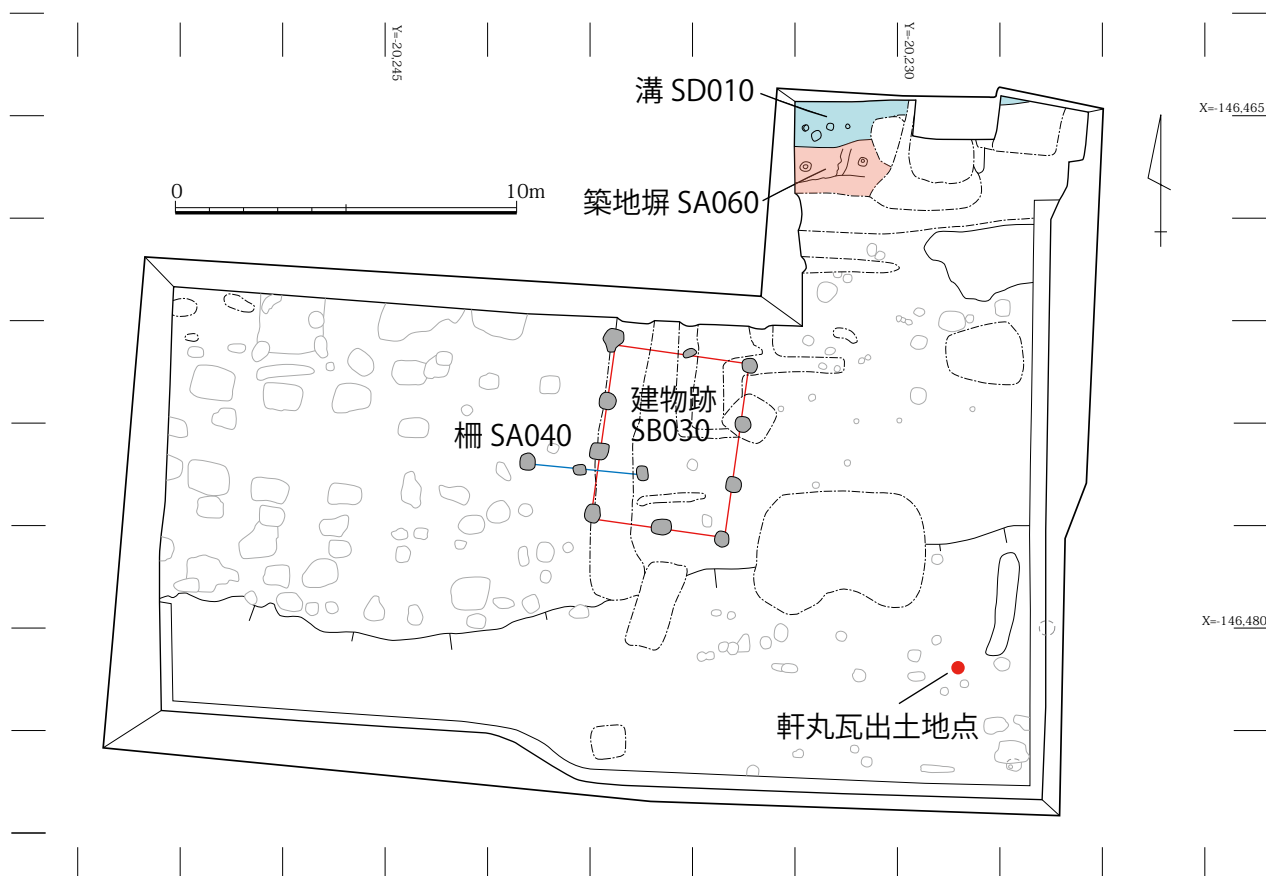


図2 遺構全体略図

下層からまばらに瓦片が出土したほか、中位に堆積する粘土～シルト層からは一括で埋没したと考えられる瓦片がまとまって出土している。瓦片は完形に復元可能な丸瓦・平瓦もあり、溝が半分ほど埋没した段階に一気に堆積した状況が看取される。築地塀に葺かれていた瓦が、倒壊もしくは人為的に投棄され、短期間に埋没した可能性が高い。

掘立柱建物 SB030 柱穴は多数検出しているが、建物として復元可能なのは調査区の中央北寄りで検出した建物跡 SB030 のみである。南北棟の2×3間の掘立柱建物で、建物軸線は北で若干東に振れている。柱間隔は若干のばらつきはあるものの、1.8 m前後のものが多い。柱穴は円形を呈し、直径40～50cm前後で、深さは最も残りの良いもので約40cmである。いずれも柱痕跡が明瞭に観察され、直径は10～20cmを測る。柱穴からは若干の土器片が出土しているが、年代を特定するには至らない。柱穴が円形であり、奈良時代の遺構ではない可能性が高く、建物の軸線は西側約90 m地点の右京北辺三坊七・八坪の調査（奈良市322次）で検出された古墳時代の建物跡と近似した方向である。

掘立柱塀 SA040 SA040はSB030と重複する形で検出した一本柱塀である。2間分のみであるが、東西方向に直列し、柱間がいずれも約1.75 mで、埋土が共通することで一連の遺構であると認定した。柱穴は直径20～50cmで、深さは15～25cmである。いずれも柱痕跡は確認できない。

（2）主要な遺物

今回の調査では、溝SD010から、破片数にして1,000点強の瓦片がまとまって出土した。土器類は僅少ではあるが、緑色の釉薬をかけた施釉陶器の細片も出土している。

出土した瓦は奈良時代のもので、丸瓦・平瓦が大半を占めるが、^{のしがわら}熨斗瓦・^{めんどがわら}面戸瓦も確認できる。破片数ではあるが、丸瓦と平瓦の比率は概ね1：4であり、築地塀SA060に葺かれていたものと考えても矛盾はない。

「修理口」と書かれた丸瓦（写真3） 整理作

業の過程で文字をへら書きされた丸瓦が出土（奈良市埋蔵文化財調査センター 2010『平城の甍』を改変）していたことを確認した。奈良国立文化財研究所の馬場 ^{ば ば はじめ}基 史料研究室長に協力をお願いし、「修理口」（口は判読できない文字）と書かれていることが判明した。

文字は凸面側に焼成前に縦書きされており、3文字目の部分で欠損していて、3文字目は横画が確定できるものの、判読はできない。

「西」と刻印された丸瓦（写真4） 丸瓦の凸面に「西」の一文字を押捺したものが1点出土している。このように文字を押捺した瓦は平城宮、平城京でみられるが、「西」は西大寺跡およびその周辺での出土が目立っている。

側面に布目痕を残す平瓦 今回の調査で出土した平瓦には側面に布目痕を残すという技法的特徴がみられる。通常、平瓦の側面は面取りとしてへラケズリが行われるが、今回出土の平瓦では凹面側の布目が連続して側面に残されている。出土した平瓦の多くが同様の技法で製作されており、同じ造瓦所から一括して運び込まれたものであると考えられる。なお、この技法的特徴は西大寺跡で出土する平瓦と共通するものである。



図3 瓦の種類と名称

西大寺造営時の主要軒丸瓦 調査区南東の包含層からは西大寺造営時の主要瓦の一つである軒丸瓦（6236A 型式）が 1 点出土している。

3. 今後の展望

平城京右京北辺三坊五・六坪の調査に関わる報告書は今年度末刊行を予定しており、現在、整理作業を行っている。最終的な解釈や見解は報告書で示すこととなるが、現段階での見通しについて記しておくこととしたい。

①「修理口^{しゅり}」と書かれた丸瓦について

3 文字目は横画の一画が残るのみで、何とも歯がゆいところではあるが、『続日本紀』には「修理」の長官・次官の任命記載があり、西隆寺跡から出土した木簡には「修理司^{しゅりし}」と書かれたものが知られている。

『続日本紀』での「修理」は神護景雲 2（768）年に登場し、その後、宝亀 9（778）年まで散見されるものの、史料がとぼしく具体的な検討が難しいものであった。

昭和 46（1971）年に行われた西隆寺跡の調査で、「修理司」^{しゅりし}と書かれた木簡が 4 点出土し、これにより『続日本紀』に記された「修理」が「修理司」と呼ばれる令外官^{りょうげのかん}（律令制下、令の規定になく、新たに設けられた官職）であることが知られることとなった。その職掌については北辺坊の条坊設定を奈良時代後半の西大寺・西隆寺の造営に伴うものであるとし、「修理司」は修理一般にとどまるものではなく、北辺坊の造営を担当し、管轄していたものとする（井上和人）。一方、「修理司の設置は西大寺・西隆寺造営を契機として宮内・京内の修理一般をつかさどるために設置」（松原弘宜）、「日常的な修理を担当していたと考えられる造宮司^{ぞうぐうし}が東内の造営のために繁忙で、そのために設置」（今泉隆雄）^{とうだい}されたとする考えもある。

今回、築地塀に葺かれていたと考えられる瓦に「修理口」と書かれていたことは、西大寺の造営と時を同じくして設置され、西大寺・西隆寺の造営にも関与していたと考えられる「修理司」との関係を示唆する重要な文字資料であるといえる。

② 西大寺との関係について

今回の調査で検出した東西方向の築地塀に葺かれていた瓦は、すでに記してきたように「修理口」文字瓦のほか、「西」刻印瓦やさらには側面に布目痕をもつ平瓦など、これまでの西大寺跡で出土する奈良時代の瓦と共通する特徴を有している。出土瓦を見るかぎりにおいては、検出した区画施設が西大寺造営と密接に関わるものとするのが穏当であり、結果、西大寺寺域（伽藍）の北辺であった可能性が浮上することとなる。

西大寺が所蔵する鎌倉時代（13 世紀）の複数の敷地図では調査地が位置する右京北辺三坊六坪を「寺中」とし、3 × 5 町の寺域（伽藍）が記されている。また、「西大寺与秋篠寺堺相論絵図」（正安 4（1302）年、には一条北大路の北側の右京北辺三坊三・六・七坪を囲むように土墨状の描写がみられ、大樹で表現される「十五所神社」^{じゅうごしよじんじゃ}との関係からみると、絵図で表現された土墨状の高まりは今回の調査で検出した築地の痕跡であった可能性も考えられる。

発掘調査で得られた考古学的事実と鎌倉時代の古絵図に描かれた西大寺の区画とはよく符合しているといえる。

③北辺坊との関係について

北辺坊に関しては、古くから研究対象となり、遺存地割や班田図、西大寺関係史料、さらには発掘調査による検出遺構の分析などをもとに検討がなされていたが、いずれも解釈論で「実在・否実在」に関する論争から始まり、現在では「規模（一行説・二行説）」、「施工年代」、「北側に展開する京北条里との先後関係」などについてさまざまな観点から論争が繰り広げられている。

今回の調査では一条北大路から約 138 m、一坪分北で西大寺寺域の北辺と考えられる東西方向の区画施設（築地塀・溝）を検出するという重要な所見を得た。これまで、北辺坊とされる地域における条坊区画の遺構検出例はきわめて稀であり、今回の調査成果は北辺坊の規模や造成年代を考える上で、重要な検討資料をもたらすものとなった。

西大寺 『西大寺資財流記帳』（宝亀 11（780）年）には、天平宝字 8（764）年 9 月 11 日に「称徳孝謙皇帝」（当時は孝謙上皇）、が藤原仲麻呂の乱の戦勝を祈願して七尺の金銅四王像とそれを安置するための寺を建てることを発願し、天平神護元（765）年に金銅四王像の鑄造を開始して、伽藍を開くと記されている。『続日本紀』神護景雲元（767）年 2 月 28 日には造西大寺司の長官・次官の任命記事があり、本格的な伽藍造営をこの時に求める考え方もある。これ以降、宝亀年間に至るまで約 15 年の歳月をかけて造営が続けられる。

西隆寺 『続日本紀』には創建について直接の記載はないが、神護景雲元（767）年 8 月 29 日に「従四位上伊勢朝臣老人^{おきな}を造西隆寺長官とす」とあり、5 日後の 9 月 4 日には「従五位下池原^{いけはらの}末守^{あわもり}を造西隆寺次官とす」とある。「造西隆寺司」の長官・次官が揃ったことからこの時に西隆寺の造営が開始されたと考えられる。造西大寺司の任命から半年後に始まった西隆寺の造営も称徳天皇の意向によるものと考えられており、僧寺である西大寺と尼寺である西隆寺は一对になるものとされる。

修理司 「修理司」は、神護景雲 2（768）年 7 月の長官任官記事が初見で、この時に設置され、少なくとも宝亀 9（778）年 3 月まで存続が確認できる。『続日本紀』にはこの期間に長官・次官に関する史料が散見され、西隆寺東門地区出土の神護景雲元年～宝亀元年ごろの木簡に「修理司」と職名が書かれたことから、『続日本紀』に書かれた「修理」が「修理司」であったことが明らかとなった。存続時期が西大寺・西隆寺造営と重なり、修理司と造西隆寺司の官人に兼任がみられることから、修理司は両寺造営に関連して設けられたと考えられている。長官と次官の兼務は造西隆寺司に顕著であるが、宝亀 5（774）年 9 月に修理司次官となった「英保^{あほの}代作^{しろつくり}」は宝亀 2（771）年 10 月に西大寺^{とそつてん}兜率天堂（弥勒金堂か）を造営した官人であり、西隆寺のみならず西大寺造営とも関与していた可能性が指摘されている。



写真1 築地塀 SA060・溝 SD010 調査状況（北西から）



写真2 溝 SD010 瓦出土状況（北から）



写真3 「修理口」文字瓦



写真4 「西」刻印瓦